

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	長潟南地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号、第3号、第4号、第6号、第8号及び第9号並びに(ロ)項第2号に掲げるもの</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 令第130条の6に規定する工場(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第3号、第4号及び第6号から第9号まで並びに(ハ)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(3) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(6) 令第130条の6に規定する工場</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの(附属自動車庫にあつては、令第130条の8に規定するものに限る。)</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>135㎡</p> <p>ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は収益することができる権利を有している連続したすべてのものを、長潟南A地区内にあつては135㎡以上ごとに、長潟南B地区内にあつては200㎡以上ごとに分割して生じた残りのもの</p> <p>(3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地</p>	<p>200㎡</p>
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは0.7m、道路境界線からは1.0m。</p> <p>ただし、次に掲げるもので軒の高さが3.0m以下のものは、この限りでない。</p> <p>(1) 独立した自動車庫、物置その他これらに類するもので隣地境界線からは0.5m以上かつ道路境界線からは長潟南A地区内にあつては1.0m以上、長潟南B地区内にあつては1.5m以上離れているもの</p> <p>(2) 独立した自動車庫で外壁を有しないもの</p>	<p>隣地境界線からは1.0m、道路境界線からは2.0m。</p>
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	<p>10mを超えてはならない。</p>	<p>15mを超えてはならない。</p>

地区の区分	A地区	B地区
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）	
盛土の高さの制限（高さは前面道路からの高さによる）	0.6m以下。 ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。